

第12回企画部会 議事録

1 日 時 令和2年10月1日（木）10:25～12:05

2 場 所 総務省第2庁舎 7階 大会議室

3 出席者

【委員】

北村 行伸（部会長）、椿 広計（部会長代理）、伊藤 敦子、岩下 真理、川崎 茂、
神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

【審議協力者】

内閣府大臣官房企画調整課統計情報分析推進官、内閣府経済社会総合研究所総括政策
研究官、総務省統計局統計調査部調査企画課長、厚生労働省政策統括官（統計・情報
政策担当）、経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長

【事務局（総務省）】

岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、鈴木次長、重里次長

政策統括官（統計基準担当）：吉開政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

- （1）令和元年度統計法施行状況に関する審議（各府省ヒアリング）について
- （2）「令和元年度統計法施行状況に関する審議結果報告書」の構成案について

5 議事録

○北村部会長 ただ今から第12回企画部会を開催いたします。少し予定より早いですが、皆様おそろいですので、始めたいと思います。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明については、省略させていただきます。

本日は議事次第のとおり、令和元年度統計法施行状況に関して、各府省からヒアリングを行い、審議します。その後、審議結果報告書の構成案について御議論いただきたいと思います。

それでは、議事に入ります。令和元年度統計法施行状況に関する審議についてです。最初の審議事項は、経済構造実態調査の創設についてです。総務省統計局と経済産業省から御説明をお願いいたします。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 それでは、総務省統計局と経済産業省調査統計グループから御報告させていただきます。代表して総務省から、資料を全て御説明させていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、まず資料を1ページおめくりいただきまして、目次を御覧ください。本日の報告ですけれども、お忘れの方もいらっしゃると思いますので、この経済構造実態調査の経緯について御説明させていただきます。次に調査の概要、そして次に集計の概要、次に実施状況、それから公表の状況、最後に基本計画や答申の課題の方針について御説明させていただきます。

1ページおめくりください。まず、経緯等について、ポイントを絞って説明させていただきます。上段の2の(1)におきまして、年次推計については、基準年推計の精度向上に加え、サービス関連統計調査の統合・拡充、商業統計調査の年次化等によるビジネスサーベイの創設について記載しています。下段の(3)の②におきまして、総務省及び経済産業省は、営業費用等の把握という観点を含め、サービス産業動向調査、特定サービス産業実態調査等のサービス関連統計調査を2019年度から統合するとともに、商業統計調査を2019年度から年次調査化し、工業統計調査等の既存年次統計調査を含め、GDP統計の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するビジネスサーベイを2019年度に創設することが提案されました。これを受けまして、次のページをおめくりください。

最終取りまとめを踏まえまして、いわゆる第Ⅲ期基本計画の別表では、1の(2)において、関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査(拡大調査部分)及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設するとされ、期限としては、令和元年度から実施するとされました。担当府省としては、総務省、経済産業省が明記されました。この計画を実現するために、下段になります。平成30年度に経済構造実態調査等の諮問を行っております。この答申については、下のイの前段を御覧いただきたいと思っております。前段に、以上の点を踏まえると、今回の計画は適当であるとされております。なお、この答申では、今後実現すべき課題の指摘もございました。これは後ほど御説明させていただきます。

次に、1ページおめくりください。経済構造実態調査の概要です。まず、創設の目的ですが、サービス産業等の付加価値等の構造を年次で明らかにすること、年次GDP推計の精度向上のための売上・費用の内訳を明らかにすること、各種行政施策のための基礎情報を整備することとしております。次に調査の概要ですが、目的は省略いたします。調査の基準日は6月1日で、経済センサス-活動調査実施年を除き、毎年実施します。調査の種類は2種類で、甲調査は日本標準産業分類のE製造業からRサービス業の売上・費用の構造を横断的に把握する調査です。乙調査はいわゆる旧特定サービス産業実態調査を引き継いだ調査になります。調査対象範囲は、いわゆる調査の単位ですけれども、甲調査は企業、乙調査は業種によって企業又は事業所を選んでいくということになります。調査の流れは、総務省・経済産業省から調査実施事業者へ委託され、そこから郵送又はオンラインで報告者から報告を求める形式となっています。予算規模については、右下に記載していますが、前年準備経費以外に令和元年調査に係る予算額が23億円となっております。最後に、留意事項として、何度も申し上げますが、経済構造実態調査は既存のサービス産業動向調査の拡大調査部分と商業統計調査、それから特定サービス産業実態調査を統合・再編し

て創設されていることを点線枠囲み部分に図でお示ししております。

資料を1ページおめくりいただきまして、次に調査対象の範囲についてもう少し詳しく説明いたします。まず、上段の甲調査ですけれども、これは産業別に売上高ベースで8割以上を効率良くカバーするように売上高上位企業を調査対象として実測するように設計されています。実際の調査対象は約20万企業となります。この実測された約20万企業から売上高ベースで残り2割分、企業対象数としては約114万企業分を推計して、製造業・サービス業全体の法人企業の売上高等を把握しています。左の箱は売上高ベースの調査対象のカバレッジのイメージです。右は調査企業数ベースでの調査対象のイメージです。最小の調査対象数で非常に効率的に売上高ベースで幅広いカバレッジを確保していることが特徴となります。次に、乙調査は、旧特定サービス産業実態調査を継承しており、35の特定業種に属する約5万調査対象を標本抽出法により選定しております。調査単位は企業とする業種が6業種、事業所とする業種が29業種となっております。

次のページをおめくりください。調査の概要のうち、調査事項についてもう少し詳しく説明いたします。メインテーブルの方には調査票様式も配布しておりますので、調査票様式も参照しながら説明させていただきます。まず甲調査です。全ての調査対象企業である約20万企業は、お配りした調査票の表面を記載していただきます。調査事項は名称、所在地、売上金額、給与、租税公課、支払利息といった経費、事業活動の内容、事業活動別の売上金額となります。次に売上高上位50%の企業です。これは約3万企業になりますが、調査票裏面の大分類ベースでの事業区分別費用割合と、産業に応じてセットされる事業区分別費用内訳を把握いたします。産業別事項については、今回は御説明いたしません、資料のポンチ絵の7ページに産業別の事項として掲載しておりますので、御参照ください。最後に、上場企業等の約3,000社については、傘下事業所ごとに名称、所在地、主な事業活動及び事業所の売上高等を報告してもらっています。配布資料の中にも事業所について一覽で御報告いただく内容の調査票様式を付けています。このポンチ絵の資料では便宜、表面調査を甲調査1、裏面調査を甲調査2、傘下事業所調査を調査3と呼んでおります。また、乙調査の調査事項は企業対象と事業所対象で下段のような内容となっております。内容は省略いたしますが、サンプルとして1産業、映像情報制作・配給業の調査票様式を御参考として添付しております。

2ページおめくりいただきまして、次に集計の概要です。まず甲調査ですが、限られた調査対象の下で、より安定的・詳細な結果を集計・提供するために、経済構造実態調査から得られる結果に加え、事業所母集団データベースに格納されているデータを使用して集計しております。第1面、いわゆる表面の事項に係る集計は、調査企業分の集計値に非調査企業分の推計値を加えて、全体推計を行います。非調査対象の推計は調査事項ごと、調査企業の産業小分類等々の伸び率を事業所母集団データベースの企業に乗じて推計しております。また、甲1調査の調査対象企業が工業統計調査と重複している場合は、経済構造実態調査の調査票の配布をせず、工業統計調査から得られたデータを使用しております。第2面、いわゆる裏面の事項に係る集計は調査企業分の集計値を割合表章で推計いたします。最後ですが、傘下事業所を用いた都道府県別集計については、調査企業分の傘下事業

所集計値と非調査事業所の推計値を加えて推計しています。非調査事業所の推計値は調査事項ごと、当該企業の伸び率、それから小分類別伸び率を併用した伸び率を事業所母集団データベースの事業所データに乗じて推計をしています。公表予定はそれぞれ第1面に係る結果のうち一部を調査実施年翌年の3月末まで、当該年度末です。第1面と2面に係る結果を調査実施年翌年の7月末まで、傘下事業所票に係る都道府県別集計を調査実施年翌年の10月末までとしております。また右の欄の乙調査については、集計方法は標本理論に基づく拡大推計により、特定産業の特性事項に係る事項を集計しており、公表期日は調査実施年翌年7月末までとしております。

1 ページおめくりください。次に実施状況と公表の状況です。令和元年調査の実績ですが、甲調査及び乙調査については、民間事業者に委託して実施しています。令和元年、2年の調査は日経リサーチ社に委託しております。また、特に大きな企業、3,000社につきましては、改正統計法により措置された統計センターの機能を活用し、統計センターにおいて企業専任の職員を配置して回答をサポートし、回収する措置を取ってもらっております。結果といたしまして、統計センター対応の企業3,000社につきましては、回収率98.6%、その他の甲調査全体でも86.8%を確保しております。さらに乙調査については、81.0%の回収率を確保しております。なお、令和元年調査における実際の企業調査対象数は左下にある企業数、事業所数です。調査結果の公表日については、右下にある日にちが実績となります。二次公表までが実績で、二次公表までの結果については公表資料を参考として添付しておりますので、適宜御参照ください。

1 ページおめくりください。最後に今後の検討事項です。まず、基本計画には令和4年調査の企画時までに結論を得る取組として、工業統計調査について、経済構造実態調査と同時一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することに向けて結論を得るとされています。併せて調査事項の見直しについても検討を行い、同じ時期に結論を得るとされています。さらに経済構造実態調査の答申では、1つ目として、利用者ニーズや報告者の更なる負担軽減にも留意した適切な調査事項の設定について、令和4年度調査の計画の策定時期までに抜本的な見直しを検討すること。2つ目として、調査の範囲や調査事項等の見直しや集計の充実について検討すること。3つ目として、中間年における産業横断的なデータ把握を主目的とした経済構造実態調査の中で、特定サービス産業に関する事業特性事項の把握に特化した乙調査の位置付け及び調査事項について、再検討することが今後の課題とされています。そして製造業については、現在、基準年は経済センサス-活動調査、中間年は工業統計調査を用いて時系列比較がなされていますが、両者の間には少なからず断層が生じており、その要因の1つとして、双方の母集団名簿が異なることが考えられるため、工業統計調査については、今後の経済構造実態調査への包摂に係る検討の中で、事業所母集団データベースの年次フレームを調査名簿として活用する方向で検討することといった課題が出されておまして、いずれも令和4年調査の企画段階、つまり今年度中には結論を得る必要があるということです。

最後のページになりますが、そのために、令和4年調査に向けた検討の場として、経済構造実態調査検討会という、総務省、経済産業省、内閣府、学者を構成員とする会議体で、

工業統計調査の包摂の検討や調査の対象の範囲、調査事項の見直し、乙調査の位置付け等について検討を行いたいと思っています。また、経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループについては、行政機関を構成員とする総務省政策統括官が事務局を務めるワーキンググループで、この場で他の企業統計との関係の整理等の検討を行いたいと考えています。そして下の段のスケジュールといたしましては、3ポツ目にありますとおり、本年度3月に統計委員会に諮問できるよう今後検討を進めてまいりますので、引き続き御指導のほど、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上となりますが、経済産業省から何か補足があればお願いいたします。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室構造統計室長 経済産業省構造統計室の荒川でございます。当省からの補足はありませんけれども、令和4年の調査に向けて、統計局と連携してしっかりと検討していきたいと思っております。

以上です。ありがとうございます。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 それでは本件の説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○北村部会長 ありがとうございます。

ただ今の総務省統計局と経済産業省からの説明について、御意見、御質問があればお願いいたします。どうぞ。

○伊藤委員 伊藤と申します。御説明ありがとうございました。

第1回の令和元年調査ですが、9ページの御説明のとおり非常に高い回収率で、経済産業省からの周知や、サポートもしていただけているということで、非常にそこは有り難かったと思います。経団連といたしましても、会員企業の方に本調査に対する協力を広報誌等を通じて、折に触れてアナウンスをしてきた次第です。加えて今後に向けましては、先ほど他の調査の包摂であったり、回答の項目に関する足下の状況に応じた見直しをしていただけるということですので、是非統計の質をこういうことをすることで上げていくことができるように経済産業省からも引き続き御努力いただければと思いますし、私ども経済界といたしましても、より良くなっていく調査に対して協力をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○北村部会長 ありがとうございます。ほかに御質問ありますか。

それでは川崎委員、お願いします。

○川崎委員 大変画期的な取組だと思っておりますので、ここまでこぎ着けてこられたことに大変敬意を表したいと思っております。今、伊藤委員がおっしゃったように私もそのページをちょうど注目していたところなのですが、その観点で少し教えていただきたいと思っております。

2点ありまして、1点はこういう調査としては回収率が大変高いけれども、満足しているわけにもいかないだろうというのが私の気持ちでして、特に真ん中にある98.6%は高いけれども引き算すると、1.4%は回答していなかったということです。この調査は大規模な企業を中心とする全数調査なので、欠落があれば、大きな影響があるかと思っております。そういうところについては、どのような処理をされるのか。何らかの格好で推計できるのか。ただ、推計しようにも回答していないと難しいのかなという気がするのですが、この辺りのと

ころをどう扱うのかを教えてくださいたいというのが1点です。

2点目はこの経済構造実態調査の意図は、経済センサス - 活動調査の間の期間をつなぐという役割が大きいわけです。それでシームレスにつなぐというのが元々のいわばキャッチフレーズのようなところがあったと思うので、これで一応、二次公表までは済んでいるということだと思います。経済センサス - 活動調査の直前の結果とこの調査の主な結果とではデータの整合性など、その辺りはもう分析はある程度されているのでしょうか。この2点について、教えてくださいたいと思います。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 まず甲調査3の非回答、1.4%の取扱いですが、集計段階において、非常に大きな企業ではありますが、欠測値補完を行っております。集計上では100%の形で、欠落がないよう集計を行っているところです。

それから発表に当たりましては、経済センサス等と比較分析等は行っておりまして、違いがあるところ、違いがないところについて、一応、こちらとしてはきちんと把握をして、最終的に結果を出させていただいております。

○北村部会長 ほかに。宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 どうも御説明ありがとうございます。

1つお伺いしたいのですが、ここに別添1ということで、報道資料を付けていただいておりますけれども、こうした公表資料の中に、例えば都道府県別、産業別というものもありましたか。私が確認していないので、非常に申し訳ないのですが。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 資料8ページの公表予定のところですが、3つの集計がございまして、公表予定の下のところですが、第三次公表の傘下事業所票を集計する際に、都道府県別の結果を出すということで、10月に都道府県別の結果を集計しております。一次公表、二次公表ではその結果は入っていないことを御理解ください。

○宮川委員 これは今、都道府県別の宿泊事業がどうなっているかなど、いろいろ議論になっているかと思っておりますけれども、どういう分類別でお出しになる予定ですか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 公表の予定は都道府県別の大きな産業別について発表する予定です。

○北村部会長 宮川委員、よろしいですか。

○宮川委員 結構です。どうもありがとうございました。

○北村部会長 ほかに。それでは白塚委員。

○白塚委員 すみません。また回答状況のところに戻ってしまうのですが、乙調査の回収状況が、特定サービス産業実態調査の平均的な回収状況と比べて、もしすごく変わっているのであれば、どういう対応だったのかということの一つ教えてほしいと思います。また、川崎委員も先ほどおっしゃっていましたが、甲調査3の3,000企業は非常に回収率が高くて、あと1.4%を更に回収するというのは大変だと思います。ただ、残りのところの20万企業から3,000企業を引いたところは、やはりまだ何か対応の余地はあるのかなと思うのですが、この辺のフォローアップを考えられているのであれば少し教えてもらえませんか。よろしくをお願いします。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室構造統計室長 経済産業省です。旧特定サービス産業実態調査が、大体83、4%ぐらいだったと思います。乙調査は今回80%ぐらいですが、業種を28業種から35業種に増やしており、前回の28業種の中でも70%、80%を切っている業種があります。今回、委託事業者等を通じた客体からの入電では、甲調査と一緒に実施していることもあり、同じような調査ということで調査拒否などもありまして、若干回収率が低くなったのかなと私どもとしては判断しております。甲調査、先ほど川崎委員もおっしゃいましたけれども、経済センサス - 活動調査の中間年という役割の部分と、それから宮川委員もおっしゃったGDPの精度を向上していくという2つの側面がありますので、それをうまくやれるような形で進めています。先ほど検討をしっかりと進めていくと発言を申し上げましたが、乙調査自体が、甲調査と少し位置付けが違うものですから、そういうところを含めて今後どうしていくのかを検討会の場で議論していきたいと思っております。

以上です。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 甲調査の回収の状況については、もちろん86.8%で満足することなく、更に今後も対応していきたいと考えております。これまでの取組としてどのようなことをしたかと申しますと、令和元年の調査では、公文書による督促を2度、それから最後に内容証明を付けて提出要請をしたものが1回、併せて一部の都道府県では調査対象の中で中堅に該当する企業に対して訪問員を送って提出を促しております。今年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で訪問員の対応ができない分、督促を充実させることで対応したいと考えており、そうした対応の違いにより、効果がある方法を今後も使っていくということを検討しています。もちろん来年は経済センサス - 活動調査になりますので、それ以降になりますけれども、そういった試行錯誤を繰り返しながら、より回収が良くなるような方法を探していきたいと考えております。

○北村部会長 佐藤委員、何かありますか。

○佐藤委員 ありがとうございます。

甲調査についてはこの資料に報道資料を付けていただいて、こういうことが公表されていると分かるのですが、乙調査の方は主な知見みたいなものは何か出されていますか。それを踏まえて、乙調査の位置付けを課題にしていらっしゃいますけれども、どのような方法を考えていらっしゃるのか。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室構造統計室長 公表資料はきちんと公表しております。この場に出したのは甲調査の部分だけを参考として表示したもので、特定サービス産業実態調査と同様の形で公表させていただいております。

○北村部会長 それでは岩下委員。

○岩下委員 御説明、ありがとうございます。

私はユーザー代表として感謝申し上げたいと思います。今回、きちんと御説明を聞くまで創設の経緯を知らなかったのですけれども、ちょうど私がエコノミストの仕事をしていることもありまして、この統計が発表されたときに、わらをもつかむような気持ちでして、まさにコロナが深刻化してどうなってしまうのだろうという中で、日本経済の中で、特に

私、対面のサービス業という言葉になると思うのですが、どのぐらい瞬間蒸発するのだろうというのを試算しなくてはいけないといったときに、このデータが出たことによって非常に参考にさせていただけたということなので、経緯を知らなかったのですけれども、このタイミングはとても良かったということに非常に感謝したく、回収率の高さもすごいなと思っているのですが、更にこれをもっとステップアップして進めていただけたらと感謝の気持ちをお伝えしたいと思います。ありがとうございました。

○北村部会長 ほかに御質問、御意見ありますか。よろしいですか。

それでは、格段の疑問点というか、論争になるようなことはなかったと思いますので、取りまとめさせていただきたいと思います。

経済構造実態調査の創設は経済センサス - 活動調査の中間年における産業横断的な年次統計の作成・提供、中間年SUTの精度向上等の実現を図る上で、基盤・中核となる重要な取組であり、調査がおおむね円滑に実施されたことは評価したいと思います。総務省及び経済産業省においては、今年度末に予定されている統計委員会への諮問に向けて、引き続き第Ⅲ期基本計画での指摘事項や経済構造実態調査の前回答申における今後の課題について十分な検討を行っていただけるよう、お願いいたします。

このような取りまとめでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村部会長 それでは、本事項の審議の取りまとめは、このとおりにさせていただきます。ありがとうございました。

続きまして、次の審議事項は、人口動態調査のオンライン報告システムの改修についてです。厚生労働省から説明をお願いいたします。

○仲津留厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官(人口動態・保健社会統計担当) 厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官でございます。

私から資料1-2を用いまして、人口動態統計について、説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして、1ページ目を御覧ください。

人口動態調査の概要です。調査の目的は、日本全国の出生、死亡、死産、婚姻及び離婚の5事象の実態を明らかにするものであり、基幹統計に指定されています。調査の方法は戸籍法及び死産の届出に関する規程によって、出生、死亡等の5事象が発生した場合には市区町村長に届書を提出することになっております。市区町村長が受理した届書を基に、人口動態調査票を作成しております。

2ページ目を御覧ください。報告の流れとしましては、市区町村において受理した届書を基に、1件ごとに人口動態調査票を作成し、市区町村から保健所に提出、保健所において内容の審査を行った上で、事件発生月単位に取りまとめ、事件発生月の翌月25日までに都道府県へ提出。都道府県において、管下の保健所から提出された調査票を取りまとめ、事件発生月の翌々月5日までに厚生労働省へ提出という流れになっております。

3ページ目を御覧ください。人口動態調査票は電子化されており、テキスト化された電子情報で市区町村から保健所へ提出されております。ここではオンラインシステムの仕組みも導入しており、基本的にオンラインでお願いしているところなのですけれども、中に

はUSBメモリーやCDなどで送付してくるところもあります。

4 ページ目を御覧ください。法令上、調査票の送付はオンラインによる報告を原則としておりますが、例外的に書面又は電子媒体による報告ができることとなっております。

5 ページ目を御覧ください。厚生労働省としましては、オンライン報告システムの利用を促進するために、説明会やアンケートを実施しているところです。その結果、オンライン報告の利用が年々増加し、市区町村ではオンラインでの報告が約3分の1、保健所及び都道府県では全てオンラインによる報告となっております。

6 ページ目を御覧ください。公表している統計には大きく分けて速報、月報（概数）、年報の3種類があります。速報は調査月の約2か月後に公表しており、出生、死亡等の人数を公表しています。月報（概数）は調査月の約5か月後に公表しており、出生、死亡等の人数に加え、死因別の統計を公表しております。また、月報を1年分積み上げたものを月報年計（概数）として、調査年の翌年6月に公表しています。年報は調査年の翌年9月に公表しており、概数に修正を加えた確定数を公表し、年計（概数）より詳細な統計表などを公表しています。

7 ページ目を御覧ください。基本計画においては人口動態調査について、作業事務の更なる効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に引き続き取り組むとされております。令和元年度までに取り組んだこととしては、オンライン報告システムの利便性向上及びセキュリティ強化を図るため、①JAV Aを利用者端末ごとにインストールせず、システムに内包する形態に変更し、利用者端末にはJAV Aインストールを必要としない簡易な起動プログラムを実装しております。また、②操作方法、障害発生時に必要な情報を入手しやすいようにホームページの構成やFAQを見直しております。また、次期システム更改に向けて作業事務の更なる効率化に取り組む予定としております。

私からの説明は以上になります。

○北村部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の厚生労働省からの説明について、御質問、御意見があればお願いします。神田委員。

○神田委員 ありがとうございます。

保健所が調査の実施主体の一つに入っているのですが、なるべく保健所の負担の軽減をしていくということが重要だと思います。5 ページによりますと、まだ市町村でのオンライン調査の利用率が低いと見えるのですが、これは何か理由があるのでしょうか。昨今でもHER-SYS（新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム）がなかなか使われていないという新聞情報もあったのですが、なぜオンラインがなかなか実際の現場ではあまり使われにくいのかということについて、理由を教えてください。

○仲津留厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（人口動態・保健社会統計担当） 御質問ありがとうございます。

私どもとしましては、人口動態調査全体を見ますと、やはりオンラインシステムの利用促進を進めていくべきだと、それによって作業効率が良くなると考えておりますけれども、市区町村の立場から見ると、今まで電子媒体で送って良かったものをわざわざオンライン

に乗り換えるのはひと手間であるなど、既に動いているものを新たなものにするというところに若干抵抗がある部分があるのかと感じております。ただ、我々としましては、最初に申し上げましたけれども、全体の流れとしてオンラインシステムを促進していくべきだと思っていますので、これからも説明会などを通じて何がネックになっているかをいろいろ調べて、できるだけオンライン報告システムへの加入を促進していきたいと考えております。

○北村部会長 どうぞ。

○神田委員 なかなかこの辺りは、企画側の思いと現場の感覚と違うので難しいところだと思っておりますけれども、拝察するに、要するに書面で書く方もいるし、電子媒体で出される方もいるし、それでオンラインという3つが併用されて動いているということなのでしょうか。

○仲津留厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（人口動態・保健社会統計担当） すみません。少し説明が足りなかったかもしれないですけれども、今、戸籍のシステムではほぼ電子化した状態でシステムはできておまして、そこから人口動態の調査票も電子的に情報が渡ってくるという形になっております。それを保健所に報告するときに、オンラインを通して報告するのか、それとも電子情報であるのですけれどもまだオンラインを入れていないのでCDで焼くか、USBメモリーにコピーするなどして、それを保健所に送付するということがありまして、オンライン報告システムによるものが約3分の1で、CDやUSBメモリーなどで送付してくるものが3分の2だということで、情報自体は全て電子化されているとお考えいただければと思います。

○北村部会長 よろしいですか。どうぞ。

○神田委員 その点については、よくわかりました。ただ、オンラインの使い勝手をもっと良くできるのではないかという印象を持っています。特に死因について見ますと、1万5,000分類から死因を特定していくというようなところをどうやって電子媒体で行っているのかという点はわかっていないのですけれども、なるべくオンラインでやった方が簡潔に所要時間も少なくできると思います。オンラインの使い勝手をやはりもう少し第三者の方から評価していただきながら、なるべく使いやすいオンラインの手続、プロセスにしていく必要があると思います。

○仲津留厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（人口動態・保健社会統計担当） 御意見、どうもありがとうございました。

○北村部会長 清原委員。

○清原委員 御説明ありがとうございます。

私も神田委員と同様の問題意識から発言をさせていただきますが、市区町村においても、『人口動態調査』というのは大変有用な調査で、一般的に「少子長寿化」とまとめて表現されますけれども、自治体によってその動向はやはり違いがあります。したがって、このたび基本計画の目標に則って、人口動態調査のオンライン報告システムをとにかく推進していただき、確実でしかも迅速な調査票の収集と、集計と提供に努力されているということは当然の方向だと思います。しかしながら、保健所では全て導入したにもかかわらず

ず、市区町村ではまだ3分の2ぐらいだということには、やはり従来このシステムにかかわらず国のシステムと市区町村のシステムの間での整合性や、あるいは連携について順調にしていなかったというシステム上の背景があるようです。今回、デジタル庁を国でもお考えの中に、国の各府省の標準化を図るだけではなくて、自治体の情報通信ネットワークシステムと国との整合性を標準化していくという方向性があるように承知しています。このような取組について、例えば全国市長会や全国町村会なども大変関心を持っていると思ひまして、厚生労働省で全国市長会や全国町村会で最近の厚生労働省行政などについて報告される際に、この人口動態調査のオンライン報告システムを推進していますということも御担当の方にお話ししていただき、首長が認識するということがとても重要なことだと思ひています。現場で、もう既に戸籍については電子化ができていますから、それを集計するときに、USBであろうとオンラインであろうと同様の過程を踏んでいるわけで、それをオンライン化するのに支障があるとしたら、今、申しあげました国のシステムと市区町村のシステムの間で、例えば「個人情報保護」など、そういう観点から慎重になっている自治体もあるかもしれません。したがって、私はこれは極めて有用な方向性だと思ひますので、是非自治体の現場にもっと有用性を伝えていただくチャンネルを持っていただければと思ひます。特に、今回新型コロナウイルス感染症対策において、新型コロナウイルス感染者の情報が保健所から都道府県に上がる際に、オンラインではなくてファクシミリであったことから、少し対応が遅れた、情報収集が遅れたなどということも報道されております。この3ページにあります「人口動態調査事務の流れ」で、市区町村、保健所そして保健所設置市・特別区、都道府県、厚生労働省がネットワーク上でつながっているという図を示していただきました。これは単に人口動態調査事務の流れにとどまるのは残念なので、こういう仕組みができることを新型コロナウイルス感染症対策の情報共有などについても、このネットワークは大変有用だとも考えます。したがって人口動態調査事務の実態を踏まえて、そうした厚生労働省と保健所あるいは市区町村とのネットワークについても御提案を頂ければ、更に汎用性はあるのかなと感じまして発言をさせていただきました。よろしくお願ひします。

○北村部会長 厚生労働省、何かありますか。

○仲津留厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官(人口動態・保健社会統計担当) 貴重な御意見を頂きました。ありがとうございました。

○北村部会長 ほかに。津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 先ほどから御意見が出ております清原委員や神田委員と同じようなポイントなのですが、私はこれが今回一番重要な部分ではないかと思ひます。479の保健所は100%オンライン化されており、市区町村は1,896のうちの705がオンライン化されているということで、およそ4割弱程度のオンライン化の割合かと思ひますが、市区町村を対象にピンポイントで説明会をされているとのことで、これはまず発生件数の多い、つまり人口規模が比較的大きい市区町村を対象に平成30年度に開催され、そして令和元年度にアンケートを実施されたということでしょうか。全市区町村を対象にしていないということであれば、オンライン化が進んでいない、つまりオンラインを導入していない市区町村についてはど

うなっているのでしょうか。ここに御説明がありますが、これで分かったことが一体何なのかは今一つよく分かりません。先ほどの御説明では、前例を踏襲して仕事をしていて、今まで特に支障がないのになぜオンラインに変えなくてはいけないのかという疑問や抵抗が強く、オンライン化が進んでいない市区町村が多かったというお話ですが、その背景はどうなっているのでしょうか。そういう抵抗が強かった市区町村には、どのような属性・特徴があるのでしょうか。これはあくまでも推測ですが、オンライン化が進んでいない市区町村には人口規模が小さいものが多く、そういう自治体では1人の職員が複数の業務を担当されており、どうしてもマンパワーやリソースが不足するため、日々の業務が積み上がっていき、その中で新しいシステムに切り替えることが困難になっている可能性もあるのではないかと思います。オンライン化はいったんやってみると非常に便利で、システムの切り替えもそれほど大変なことではないと思うのですが、第一歩を踏み出すのに抵抗があるということかと思えます。コロナ禍の下、私自身もオンラインで仕事をするのを余儀なくされ、最初は抵抗感がありましたが、こういう機会でもなければここまで急激にオンライン化は進まなかったと思えます。一度オンラインで仕事をやってみると、非常に便利であったという意見をよく聞きますので、その壁を破るということも含めて、将来的にはオンライン化を進めなくてはならないのだという雰囲気と環境を作り、どうせやらなくてはいけないなら早くやろうという環境作りをしてください。ただ、その際に、この抵抗感を生んでいる背景や状況をもう少しきちんと把握すると、オンライン化の効率が大きく上がる可能性もあるかなと思います。清原委員が先ほど指摘されたように、いったん構築すると、このシステムは他の状況に対応するときにも使えるので便利だと思います。一石何鳥も狙っていただいて、前向きにそして生産的に、無理やり嫌がっているものに強制するというのではなく、市区町村にとってもメリットがあるということを理解していただく説得力のある対応策を考えていただいて、今後も御尽力いただくようお願いしたいと思います。ありがとうございます。

○北村部会長 よろしいですか。

ほかに何か。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 今、3人の委員の方がお話しになったとおり、私も全く同じような問題意識を持っております。大変いい動きですので、是非この動きを更に進めていただきたいと思います。その上で、一度、中の御説明をお聞きしながらも頭の中で整理できていないので誤解しているといけないので。3ページ目の先ほど来話題になっている事務の流れのところに沿って、少しだけ教えていただいて、その上で質問させていただけたらと思うのですが、結局今、ネックになっているのは市区町村のところでのオンライン化が進まないということで、一番左の部分になると思うのですけれども、ここの方の「取込」という矢印がデータベースに向けてオンライン報告システムにとありますが、ここができていないのが要するに市区町村の3分の1という理解でよろしいわけですね。できていないわけですね。3分の2ができて、3分の1ができていないのでしたでしょうか。そういう理解でよろしいですか。

○仲津留厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官(人口動態・保健社会統計担当) 御

質問ありがとうございます。

3 ページ目の一番左の市区町村のところの一番下に「取込、内容確認、報告」として下矢印があります。下矢印はオンライン報告につながっておりますので、この矢印を利用しているのが約3分の1です。一方、少し上の方に、小さくて申し訳ないのですが、「USBメモリー」「CD」と書いてあり、それは右側に矢印があります。これがオンラインで報告していなくて、電子媒体で保健所に報告しているというもので、これが市区町村の約3分の2ということです。

○川崎委員 ありがとうございます。なぜこれをお尋ねしているかということ、結局、非常に難しいのは市区町村あるいは保健所といった厚生労働省の傘下の組織ではない、よその組織に対して業務を依頼し、またその分析をするというのが大変難しいところだと思うので、その御苦労は非常によく分かると思うのですが、その上で言いますと、やはりここの業務内容を分析するというのが非常に大事ではないかと思うのです。特に先ほど来お話になっているのはほとんどのところでオンラインをやらなくて、むしろその業務を保健所に送っているということになるわけですね、オンライン入力の部分を。そうすると、この3分の1のところには何もメリットがない。ここは自分らが入力してもメリットがないということなのだろうと思うのです。やるほどインセンティブが働かないということだと思つたので、逆にやることによってインセンティブが働くようなことができないか。例えば、このシステムが単なる入力システムだけだったら市区町村からするとメリットがないかと思うのですが、例えばこの結果がクリーンになれば早くデータがもらえるなど、何かそういうような双方向で、ただ入力するだけではなくて、市区町村で使えるような工夫がないだろうかというのが1点お尋ねしてみたいことです。

もう1点は保健所の方で、私はこれは少し疑問に思つたので、もしかして入力するならもうその後、全部まとめて入力したデータが一気に右の厚生労働省に飛んで、そこで全部処理すればいいのではないですかと思つたりしたのですが、どうもそうではなくて、保健所の方でも利用があるというお話だつたと思うのです。そうだとすると、そのどういう利用をするか、あるいはここでチェックや疑義照会というのがいろいろあるわけですが、ここの事務分析をしっかりとやって、その事務がいかに軽くなるかということを考えていかなければいけないのだろうと思うのです。そうすると、そういった市区町村、保健所の事務分析をした上で、このシステム全体を改修するというのが、今後まだまだ改善の必要があるということなのだと思うのですが、そういう分析をどのぐらい行われているか、どういうポイントを改善できそうかという、もしお考えがあればお聞きしたいです。そして、この紙の最後の7ページ目、一番下の行に大事なことが書いてありまして、次期システム更改に向けて作成事務の更なる効率化に取り組む予定と書いてあるのですが、これは、要はコンピューターシステムを幾ら直しても事務フローが改善できないうまくないことがありますよね。要するにマン・マシン・システムとしてうまく働くということが大事なのだと思うのですが、そこら辺、今のこの全体のフローをそのまま維持した上でやっつけていこうとされているのか、それとも何か業務フローみたいなものを見直していこうとされているのか、その辺りはどうお考えか、少し将来に向けての構想を、もし今の時

点であればお聞きできたらと思います。ややこしい質問で恐縮ですが、よろしくお願いたします。

○仲津留厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（人口動態・保健社会統計担当） 御質問、いろいろな御意見、前向きな御意見、ありがとうございます。

確かに川崎委員のおっしゃるとおり、オンラインを導入したときに市区町村側に何かメリットがあるのかということですのでけれども、それでいろいろなネックがあるのかということですが、やはり御指摘のとおりだと思います。確かに我々としましてもその辺の分析はまだかなり足りない部分があると思いますので、これからいろいろお話を聞くなどしながら、その辺を考えていきたいと思います。

また、今後の次期システムの改修に向けて更なる効率化ということですのでけれども、今現在、既存のオンラインシステムをできるだけ利用促進する方向で考えておりますが、先ほど保健所の課題にもありましたけれども、確かに今般のコロナ禍で保健所はかなり仕事が逼迫しているということですので、恐らくこれから厚生労働省全体としても保健所の業務の見直し等、議論があると思います。その中で当然、統計だけではなくていろいろな仕事を保健所はやっていますから、その中でいろいろな見直し、法律改正なども必要になってくると思いますけれども、そういった動きの中で、我々統計部局としましても、保健所にどういった業務を担っていただくのかという議論に参入して、できるだけ効率的な流れにしていきたいと考えております。

以上になります。

○北村部会長 よろしいですか。ほかに御意見ありますか。

それでは取りまとめたいと思います。今、各委員からありましたように、市区町村におけるオンライン化の取組はもう少しインセンティブを付けるなど、いろいろなことがあると思うのですが、全般的に今、厚生労働省がオンライン報告システム促進に継続的に取り組んでおられ、その結果、全ての保健所において導入されていること、市区町村においてもオンライン化がある程度進展していることは評価したいと思います。

一方、本調査において重要な役割を担う保健所は新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては業務の逼迫が懸念されているところでもあります。そのため厚生労働省は今後、行政のデジタル化に係る検討状況を十分注視していただきつつ、統計業務の継続性の確保の観点から、システム改修等を通じた統計作成事務の効率化に継続的に取り組んでいただきたいと思います。

このような取りまとめでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○北村部会長 それでは、本事項の審議の取りまとめはこのとおりとさせていただきます。ありがとうございました。

次の審議事項は統計に関する国際機関等の情報の共有についてです。最初に内閣府、次に総務省政策統括官室から続けて御説明をお願いいたします。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 内閣府でございます。

国民経済計算における国際的議論への参画についての施行状況報告ということで御報告

申し上げたいと思います。資料の1-3-1をお開きください。

まず、国民経済計算における対応状況のところですが、実は国民経済計算に関する国際基準、具体的にはSNAになるわけですが、その策定に向けた国際議論に貢献することを目的といたしまして、ESRI、すなわち研究所に国民計算部がございまして、そこに新たに国際基準課を2018年4月に設置いたしました。

2つ目のポツ、国際基準の策定のプロセスについてでございます。参考の表で2018年度以降参加した国際会議を整理させていただいておりますが、この策定のプロセスへの関与のため、国際機関、具体的にはOECDや国連の統計部局が主催いたします会合に出席いたしまして、意見表明、それから報告を行ってまいりました。現行の国際基準が2008SNAですが、実はそれが2025年にも改定が予定されているところでして、その国際議論に積極的に参加してきたというのが現状です。

3つ目のポツにあります。具体的には特にその柱の中でグローバリゼーションとともに2008SNA改定の大きなリサーチアジェンダでありますデジタルイゼーションと申しますか、デジタル化につきまして、特に力を入れて調査研究をいたしまして、国際機関からの要請もありましたので積極的に貢献してきたところです。口頭で申し上げるのも恐縮なわけですけれども、具体的にはこのデジタルエコノミーの計測が非常に大きな課題になっているところですが、サテライト勘定としてデジタルSUT、すなわちデジタルの供給・使用表を作り、デジタルエコノミーの供給・使用構造を測定しようではないかというような動きがあります。それによりまして、デジタルエコノミーの全体像を把握、計測しようという試みが国際比較可能性の形で動いております。デジタル産業とかデジタル生産物の分類というのは今、非常に曖昧ですので、そこを国際比較可能な形でそのデジタル産業、デジタル生産物の分類と申しますか概念を再構築する形でプラットフォームと申しますか、こういうデジタルSUTというものを作っていかうということになっております。そこで、日本といたしましても、調査研究を進めてまいりました。統計委員会の専門委員でいらした宮川幸三先生にも御参加いただきながら推計いたしまして、その推計結果、推計指標を国際会合で報告をして、かなり評価いただいているところです。社交辞令的な言葉かもしれませんが、OECDの事務局から日本はファーストトラックを走っているという評価をいただいているところです。引き続き、その辺りのデジタルエコノミーは非常に重要な分野ですので、準備してまいりたいと思います。なお、こういう調査研究については、公表に向けて準備も今、しているところです。

それからデジタルエコノミーの大きな柱とともに、少しマイナーではあるのですが、こういうデジタルエコノミーの前にシェアリングエコノミーというのが結構前、テーマでありましたが、これは民泊の計測ということで、民泊を実質化するに当たってデフレーターを当てていくわけです。そのデフレーターを推計するに当たって、ウェブスクレイピング、ネット上の情報を得て、それでヘッドニックと申しますか、いろいろと民泊の部屋数や家具の状況、清掃の状況、あるいはロケーションなどありますので、そういうものを品質調整、属性調整しながら試みにやってみたものをこういう国際会議でも示して、特にアメリカのBEAなどから非常に評価されているところです。引き続き、この国際会合で

の報告、その基準作りについて貢献してまいりたいと思っております。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。では、総務省。

○津村総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計管理官 総務省の国際統計管理官でございます。

国際的な課題の情報共有ですが、基本的に国際比較可能性につきましては、それぞれの統計を持っている各府省がそれぞれの国際機関との間で国際比較可能性についての議論をされているところですが、年に1回、毎年3月にその取りまとめのような会議として国連統計委員会が開催されています。そこでいろいろな国際機関の代表などと各国が集まって、それぞれの統計について議論をすることになっておりまして、ある意味、その準備会合的なものを各府省で集まって行っているのがこの国際統計に関するワーキンググループです。こちらのワーキンググループですが、今年でありますと国連統計委員会が3月に開かれるのに向けて、12月にいろいろな文書が出てまいりますので、それを見ながら各府省に協議をかけて、それについてこのように対応していきましようというように1月に開催して対応しているということがまず原則です。ただ、近年それ以外にも各府省が関わって国際会議をしていかなければという課題が2つございます。

次のページを御覧いただきまして、まさにこれは基本計画で掲げておりますSDDSプラスというものと、SDGグローバル指標というものです。これについては基本計画の中でも特出ししています。

次のページをめくっていただきまして、SDDSプラスとは何かということですがけれども、こちらはIMFで金融問題について基本的なこういうものだけは公表しましょうということを取り決めたものがあり、こちらについてこういうものについて公表しましょうというものでもう既に決まったものがありますので、4項目あと公表しなければならないということで、基本計画に掲げておりましたけれども、そのうちの3項目については公表が済んでおりまして、あと1項目、公表に向けて努力をしているという状況だと理解しております。

次のページは、SDGsについての指標です。こちらの17のゴールについてのこのカラフルな絵、いろいろなところで御覧になっているとは思いますがけれども、こちらは17のゴールに169のターゲットが設けられております。ここまでが外交官が議論して作ったものでございますけれども、この169のターゲットの進捗状況を測るための指標については国連統計委員会と定めると、その決議の中で定められておりますので、国連統計委員会の議論に我々としても参画しているところです。

次のページをめくっていただきまして、SDGグローバル指標の位置付けですがけれども、それぞれ世界全体としてどう測っていくかについて、まず国連統計委員会と定めるとされておりまして、それを参考にして、各国でどう対応するかということをもたまたま考えるという位置付けになっています。それぞれのゴールにターゲットがあつて、そのターゲットをどう測るかということですがけれども、元々こちらのSDGsがミレニアムの開発目標を基にしていたことでもありますので、元々は開発途上国のためのものであったということ踏ま

えつつ、「誰一人取り残さない」という形に発展的に解消されたというものですので、ものによっては開発途上国のためのターゲットもかなり多くございます。ですから、そういうものについては我々が作ってもしようがないと。ある意味、利益相反するものもありますので、そういうものは除外して考えていかなければならないという形でございます。

次のページですが、こちらの方、現在、まだこれも5年ごとに見直しを行いながらやっていくというものでして、またそれぞれの定義についてもまだなかなか決まっていなかったということですが、今年の3月の国連統計委員会でグローバル指標について包括的見直しを行ったということですが、それで一応定義が付けられましたので、その作られたものについて、我が国としてできるものについてどんどん作っていきましょうということと努力をしているところです。私どもは、昨年6月からIAEG-SDGsという国連統計委員会の下に置かれている、このような指標についての議論を行う専門家会合のメンバー国となっております、議論に参加しているところです。それから申し遅れましたけれども、この国連統計委員会の3月の委員会のときには、こちらにいらっしゃる川崎委員に議長になっていただきまして、日本を代表してこのような統計コミュニティに貢献しているということです。

次のページは、我が国としてどう取り組んでいるかということですが、政府全体としては総理が本部長となっております持続可能な開発目標推進本部があり、その下に指標についても議論する幹事会がありまして、吉開政策統括官が幹事の一人として参加しているという形になっております。また、有識者の意見をどう取り込んでいくかについては、推進本部の下に円卓会議が設けられておりまして、そこで有識者の方々と議論を行っているところでございます。昨年8月8日に、外務省に置かれておりますSDGsアクションプラットフォームにSDGグローバル指標の作成方法や算出値について初めて公表し、現在127指標の公表を行なっています。

次のページですが、さらに本年3月にある程度追加や差し替えがあった指標や、新たに定義付けられた指標がありますので、こちらについて各府省と連携して、更にできる限りの公表を今後も続けていきたいということです。また、本年8月には推進円卓会議SDGs進捗管理・モニタリング分科会が置かれることになるということですが、グローバル指標そのままではなかなか各府省としても公表できないものがありますので、この分科会で、それに代わるような指標で何かできないものかといったような議論をする聞いておりますので、そういった議論にも参加して、努力してまいりたいということです。さらに、これまであまり公的統計として一般的に使われてこなかった衛星画像を用いてデータを統計的に処理していくといったようなことについても、ビッグデータ等の利活用推進に関する産官学協議のための連携会議が総務省に置かれておりますので、こちらで検証作業という形で少しでも指標の公表に向けて努力を続けてまいりたいといった対応をしているところです。

以上でございます。

○北村部会長 ありがとうございます。

ただ今の内閣府と総務省の説明について、御質問、御意見があればお願いいたします。

どうぞ、宮川委員。

○宮川委員 どうもありがとうございました。

内閣府の御説明で1つお伺いしたい点があるのですが、先ほどデジタルエコノミーの計測に関わるプロジェクトということでデジタルSUTという概念を御紹介いただいたのですが、例えばデジタルライゼーションですと、情報を無料で取得できるような可能性はあるわけですね。無料で得た情報でアウトプットが出るという可能性があるわけですが、そうした特有の性質というのはどう処理されているのか。つまり普通のSUTであれIOであれ、みんなお金を払って経済取引をしているというのが前提なのですが、その部分をどう処理をされるのかという点について、お聞かせいただけると有り難いのですが。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 宮川委員、ありがとうございます。まさにそこは国際的にも結構議論になりまして、一応、サービスについていろいろとフリーで得られるサービスもあれば、もちろん有償で得られるものもあるということで、考え方といたしましては、基本的に今回のSUTについて、有償をベースにして、そして一方で広告での収入によって無料でいろいろなコンテンツやサービスを提供するところもありますので、それはまた別途推計しようというようになっています。非常に幅広く今回、網羅しようということで、そういうデジタル産業についても、いわゆるプラットフォームというようなところとともに、デジタルの基盤といいますか、集積回路やパソコンなど、そういうような基盤作りも入ったところで全体を取ろうとしているのが今の全体的な姿でありまして、宮川委員がおっしゃった無償のところというのは引き続き議論になっていくのではないかと考えております。

○宮川委員 ありがとうございます。

○北村部会長 よろしいですか。

ほかに。それでは佐藤委員。

○佐藤委員 御説明ありがとうございました。

今日御説明いただいたのは主に経済指標ですね。それからSDGsに関わる新しい指標作りということだと思っておりますけれども、統計の国際比較可能性の展開を図るという意味では、経済やSDGsも大変重要な課題だとは思いますが、それ以外にも様々な統計があります。例えば、私がよく知っているものでいうと、社会生活基本調査のような生活時間の調査ですが、EUでも国際比較の調査がたくさん行われていますし、こうした経済以外の分野での統計調査の国際比較可能性について、どのような検討が行われているのか、もしあれば教えていただきたいと思っております。

○北村部会長 総務省、何かありますか。

○津村総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計管理官 基本的に個別の統計につきましては、当然各府省がそれぞれの所管する国際機関との間で話をされているということですので、一方的にやる話ではなくて、まず国際機関の方で何か共通の基準を作ったという話だと思います。何かそういうものがあれば、それに対応しているかどうかという話になるのではないかと思います。

○佐藤委員 もちろん個別にそれぞれの担当の省庁でなさるのが当然だとは思いますが、全体としてどのような国際展開がなされているのか、ある程度網羅的に把握できるような、全体的な把握をどこかでしておいた方がいいのではないかと思います。

○北村部会長 分かりました。

神田委員、どうぞ。

○神田委員 佐藤委員の意見に大賛成です。昨日もエンプロイメント・アウトLOOKを見ていたのですが、OECD各国のデータが統計表に掲載されています。そこで日本のデータが抜けているのが、学歴による労働者数というものです。どうも指標によると学歴の区分がほかの国と何か違うということが書いてあるのです。厚生労働省としては、きちんと調査をしているけれども、文部科学省の統計との連携がうまくいっていないのかなと思ったのですが、幾つかの部分で日本だけのデータがないということは、そこからも明らかです。そうした点は、各省の対応だけではなくて、情報共有することによって各省を超えて統計委員会としてもフォローしていく必要があると思います。幾らOECDがいろいろな分析をやっても、そこから日本が抜け落ちてしまう分析が増えていくと、海外の学者の日本に対する関心を失ってしまうというきっかけにもなりますので、是非そこは改善をお願いしたいと思います。

○北村部会長 中村委員、何かあれば。

○中村委員 SNAの議論でこれまで日本が世界をリードするということはあまりなかったもので、デジタルエコノミーの計測に関する国際プロジェクトでリードしつつあるというのは非常に喜ばしいことだと思います。私は、もう1つ日本がリードする可能性があるものとして、県民経済計算があると思うのですが、県民経済計算のような地域勘定は、これまでEUが地域格差縮小のための政策運営の基礎として非常に熱心に検討してきたところなのですが、現状ではEUも、それからアメリカなども地域勘定については産業別の生産勘定と家庭の所得支出勘定の2つにもう限定してしまっていて、一般政府の勘定などではもうギブアップしてしまっている状況なのですが、県民経済計算では全制度部門について、資本勘定までは全県できているわけではありませんが、整備するという目標を掲げて努力しているので、この点に関してもう少し情報発信したらいいのではないかなという気がいたします。

○北村部会長 何か反応はありますか。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 ありがとうございます。

そういうニーズと申しますか、全体的な構造はまだ分かっておりませんので、必要に応じてそこは情報発信していきたいと思っています。

○北村部会長 ありがとうございます。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 2点目の御説明がありました中に、SDGグローバル指標の位置付けがございまして、経済界といたしましてもやはりSDGsの観点から国際比較しやすいデータを示して、日本の取組がきちんと適切に評価されるということが非常に重要であると考えて

おります。経団連の中に企業行動・SDGs委員会というものがございまして、そこでこの夏に企業行動憲章に関するアンケートを行っております。規模として1,500社ぐらいの企業にアンケートをさせていただきました。まだ集計中でして、10月半ば頃をめどに結果を公表させていただく予定にしていますが、その中の意見ですけれども、企業は様々なSDGsに取り組んでいらっしゃいますが、その貢献度に関するインパクトをどう評価して公表していくか。そのプロセス、結果について非常に試行錯誤している状況だという意見も多くございます。恐らくこのポストコロナ社会、更にSDGsに対する企業の行動の取組というのは加速していくと思いますので、やはり今後とも国際比較可能性を更に高めていただきまして、国際機関とも協力をして、データの収集、それから共有を行っていただき、SDGsのゴールに向けて、それと調和の取れた統計の整備を行っていただくことを経済界としてはお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○北村部会長 ほかに御質問は。津谷委員、どうぞ。

○津谷委員 先ほどからお話が出ておりますデータの国際比較性をどう向上させていくのかについてですが、委員の先生方の御意見を聞いておりまして、おっしゃっていることはそのとおりでと思いますが、いきなりこう言うては何ですが、まず基幹統計調査だけに絞って、その中でどのぐらい国際比較ができていくのかについて検討することも1つの可能性ではないかと思えます。先ほど佐藤委員が例に挙げられた社会生活基本調査ですが、これはわが国の生活時間調査である基幹統計調査です。私の記憶ですと、たしか2000年頃から、国連にデータを提供する必要があり、国際比較のために、従前の調査票Aに加えて調査票Bを始めています。生活時間調査では、統一した基準を用いて国際比較が可能なデータを収集することは実は大変難しく、ライフスタイルが異なる社会の生活時間をできる限り定義を統一させて計測するため、欧州統計局などの国際機関でもいろいろな試みがなされています。また、発展途上国でも、これをどうやって適応・応用させていくのか、難しいことですが、それでもやっついこうという流れはあるようです。

先ほどの神田委員の御意見にもありましたが、学歴の測定を例にとっても、学校教育制度は国によって違いますし、歴史的、文化的背景にも違いがありますので、統一した基準・定義での測定は難しいのですけれども、1990年代にヨーロッパ各国でUNICEFが中心となって出生力と家族の調査（FFS）を実施した際に、教育水準を統一した方法で測定するために、その定義をシンクロナイズドしようということで、比較のための基準を示したこともあったと記憶しています。そういうものを参考にして、データの国際比較の可能性を向上させることを考えることが必要ではないでしょうか。難しいのはよく分かっておりますし、定義や設問を変えてしまうと、統計の時系列の連続性が損なわれてしまう可能性もあります。費用対効果で費用が大きくなってしまう可能性があるのも、難しいのは分かっているのですが、少しずつできる範囲で、先ほどの社会生活基本調査の例にもあるように、少なくとも基幹統計調査については、どのぐらいデータの国際比較性があるのかということ調べてみる必要があるかと思えます。マンパワーと時間はかかりますけれども、このような取り組みをやることで、パッチワーク的な対応にならずに済むのかなと思いました。どこからどう始めるべきなのか私が申し上げる立場にはないのですが、日本の

政府統計の国際的な地位、ステータスを高めていく、そして有用性を高めていくという意味で、これは中長期的にペイオフがある取組ではないかと思えます。

以上です。

○北村部会長 椿委員、どうぞ。

○椿委員 どうもありがとうございました。

先ほどのSDGs関係の話ですが、いわゆる発展途上国のために新しい技術を例示されていきました。例えば衛星観測データですが、それに基づいて環境関係や農林関係の統計の代替にするということ、これは多分、発展途上国にとっては非常に重要な位置付けになり、こういう検討自体はもちろん国際貢献として非常に重要なことだと思えるのですが、逆に日本にとっても、そういうものでそもそも今までの公的統計の精度がどれぐらい回復するのか、国内の統計の効率性、効果性を上げるためにも有用な活動になるのではないかと考えるので、今後その種の活動ができたときにいろいろと御報告いただければ有り難いと思えました。

○北村部会長 ありがとうございます。

ほかに、川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 これまでの各委員の御発言を私も伺いながら、大事なことをおっしゃっているなと思っていました。実は今年3月、まだコロナの直前であったのですが、国連統計委員会があって、私もそこに参加して、議長をやってみて感じたことを、この際ですから感想として申し上げますが、実は今おっしゃったことを全部本気でやろうと思ったら、とても1つの役所ではできないぐらい膨大な仕事です。各議題を見ていくと、こんなものまで統計なのというぐらいのものまで話題に入っていて、直感的に申せば日本の統計法でカバーしている統計からはみ出ているものが相当入っています。ですからその意味では完璧に全てをカバーするというのは無理だと思った方がいいのだろうと私は思います。何を申し上げたいかという、日本で得意と思われるところを重点的に攻めてそこで日本のプレゼンスを高めるという作戦に出ないと厳しいだろうなと思うので、そういう意味でこれまでの御発言の中でそういう趣旨のことがあったと思いますので、要は得意なところをつまみ食いするという精神でやる方がいいのではないかと。少し変な言い方かもしれませんが、そう感じます。

もう1つは、逆に国際基準が全て優れているかという、私は必ずしもそうではないと思います。日本がやっている方がかなり現実的で精度が高いところがあって、それこそまさに日本が発信しないといけないと思うのですが、もう一方で、既成概念にとらわれず、あらゆる可能性を考えてみたらこういうやり方もあるというのが出てきやすいのがやはり国連の場でもあるので、途上国のように情報源が極めて限られているところにこういうやり方だったらできるのではないかという議論があることも事実なので、それは日本には当てはまらないかもしれないけれども、ひょっとしたら日本にとっては補完的な統計など何か新しい切り口を探すのに役に立つというような意味で、その議論を日本で参考にするということがあり得るかもしれないと思います。そこで何が大事なかと考えてみますと、やはり今日御報告いただいたようなお話を日本の統計関係者もよく共有していただく。そ

ういう意味で、今日のような発表をいろいろな側面から時々やっていただき、自由な議論をするのがすごく大事だと思います。国連統計委員会の議論の中でどんなことが話題になっているかというのなかなか役所の側から報告していただくチャンスもないのではないかなと思いますので、例えばこういう場でもいいですし、あるいはいろいろなところに書き物にして出してシェアしていただくというのを是非やっていただけたらと思います。私も人ごとと思わないで、自分もそういうところにたまたま関わりましたので、そういう情報発信もしなくてはいけないなということを改めて感じた次第です。

ということで、結局、国際的な対応はあれもこれもやったらいいのですが、すごくリソースが必要です。特に先ほど来お話の出ているSDGsについては、もうそれだけで巨大な体制が国際的に出来上がっているのも、多分、今の国際統計管理官のところだけで対応するのはほとんど不可能なぐらいの規模になっていると思います。そこを理解しながら、日本からの情報発信、そして、国際的な場での情報を日本にどう取り入れるかという接点を今の国際統計管理官あるいは国際基準課が積極的にやっていただけたらありがたいと思います。

以上です。

○北村部会長 ほかに御意見ございますか。

私の方でも統計の国際比較に関してはずっと考えてきたところでありますし、いろいろな情報もあります。たくさん論点を挙げていただいたのですけれども、一つどういう統計があって、どういう取組があるのかをもう少し包括的にサーベイしてもらおうという話は、事務局の方で委託研究みたいなことをまずやってみたらどうかと思います。それは多分準備していると思うのですけれども、そういうこともあると思います。それから統計の提供がなかなかできないものもあるという話は、国際的に審議をする過程に入っていないとなかなか日本で取れるデータはどのようなものがあるかという議論が通用しないので、もう決められたものを出しなさいと言われて、出せませんというようなことになっているような気がしますので、やはりその前の段階になるべく参加するようなプロセスが必要かなと思っており、それは人材の供給をこちらからしないといけないし、学会の方もかなり協力しないといけないと思うのですけれども、そういう気長な取組をしていく中で対応していく必要があると思います。

それから社会生活基本調査や国勢調査については、私の周りでは例えばオックスフォードの社会学部の方が生活時間について国際比較できるようなデータベースを作るということで一橋大学の方に匿名データを使いに来て、データベースを作っていましたけれども、それはかなり国際的に比較できるような枠に変換するようなコンバーターを作ってやるなど、いろいろなことを行っていますので、ただそういう動きはあまり認知されていないと思います。ですからそういうことも拾い上げて行っていく必要があると思います。国勢調査についてもミネソタ大学でかなり行っていると思うので、そういうところに日本がどう関わられるかということも課題としてあると思いますので、いろいろな意味で長期的にこの問題については取り組んでいきたいと思っています。

取りあえず今回の問題について取りまとめたいと思うのですけれども、説明いただいた

統計に関する国際的な情報の各府省間の共有や、国民経済計算における国際的な情報発信の取組については評価したいと思います。一方でグローバル化の進展や昨今の新型コロナウイルス感染の国際的な流行などの影響に対処していく上で、統計に関する国際比較可能性の確保等の重要性は高くなってきていると考えられます。このため、総務省及び各省はSNA改定、SDGグローバル指標の整備、さらには統計データの収集方法等について、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有の強化について、より一層取り組んでいただきたいと思います。

このような取りまとめでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村部会長 それでは、本事項の審議の取りまとめはこのとおりとさせていただきます。

それでは、次の議事に移ります。令和元年度統計法施行状況に関する審議結果報告書の構成案についてです。

今回の審議における各府省へのヒアリングはひととおり終了いたしました。これから審議結果報告書の取りまとめに関する作業に入ることになります。審議結果報告書案の構成をイメージできるように構成案を用意いたしましたので、事務局から説明をお願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 それでは、資料2を御覧ください。令和元年度統計法施行状況に関する審議結果報告書の構成案につきましては、基本的には例年と同様の構成となっておりますけれども、大きく分けると本編と資料編からなります。うち、本編ですが、まずⅠとして、今回はどのような事項を審議の対象としたか。審議の進め方、審議経過など、今回の企画部会における検討の経緯などを記述する予定です。次にⅡの部分では、第Ⅲ期基本計画の取組状況に関する審議結果として、今回の企画部会での審議で取り上げました1から3の事項それぞれについて、取組状況、取組状況に対する評価、今後の方向性などを記述する予定です。次に資料編ですが、こちらは主として企画部会での審議に使われました資料を添付する予定です。報告書の構成案は以上です。

最後に報告書の取りまとめに向けた今後のスケジュールですけれども、本日、この構成案について御決定いただけましたら、それに基づいて部会長の御指示の下、事務局において報告書のたたき台を記述し、速やかに委員の皆様にご確認いただきます。その上で、今月下旬に予定しております企画部会において報告書案について御議論いただき、内容を決定していただければと考えております。なお、報告書につきましては、決定の後、ホームページ上で公表することになります。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の事務局からの説明について、御質問、御意見があればお願いいたします。どうぞ。

それでは宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 すみません。もう遅いのかもしれませんし、私の記憶が少し定かでないのですが、一つ質問します。昨年同じようなこういうヒアリングを実施した際だったと思うの

ですけれども、文部科学省の方から、第10回企画部会の資料3の29～30ページに掲載されている案件に関して、学校の先生に対する質問項目を1つ、介護してますかどうかという問いを増やすということについて、何かシステムの改修にお金がかかって時間がありませんというようなことで、たしかこの計画期間内に達成できないという話をさせていただいたことがありました。その件について一度は認めているのだと思うのですが、今回デジタル庁の設立に代表されるように、システム構築の部分が随分進められるのであれば、その部分は考え直すといえますか、より急ぐということにならないのですか。元々統計委員会としては恐らく期限内にやっってくださいということだったのを、やむを得ないこととしていたのだと思うのですけれども、そういうことについては、今回のデジタル化ということでは何か考え直すというようなことはないのだろうかと思いました。それは多分この議論が政権をまたいで続けられたので、私の方でも見落としていたのですが、この点についてはどうなのでしょうかとこのをお聞かせ願いますか。

○北村部会長 事務局。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官付企画官 事務局である統計企画管理官室から御説明いたします。

統計法の施行状況報告のうち基本計画に係る部分ですが、今のところ令和元年度末時点での検討状況ということで各府省から報告を求めています。これについては今後も継続して行うこととしております。最終的には第Ⅳ期の基本計画の策定前に再度中身については整理をいたしますので、今、宮川委員からの御指摘の点についても、もしその後の経過がございましたら、また施行状況報告の中で御報告させていただければと考えております。

○宮川委員 ありがとうございます。多分、理由がシステムの問題だと文部科学省の方はおっしゃっていたと思いますので、それが今回、政策の方向が変わるのであれば、それに伴ってやはり考え直してほしいというのは私の要望でもあります。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。それについての対応はフォローするというので。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官付企画官 文部科学省の方でシステムの検討をされているという話は伺っておりますので、文部科学省の方にも今の宮川委員の御意見については、お伝えさせていただきます。

○北村部会長 清原委員、お願いします。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。

本日のヒアリングでも、例えば「オンライン報告システム」の点について、ただ今の宮川委員の御指摘とも関連して、大変重要な意義があることが確認されました。また、令和元年度においては3月2日の学校一斉休業から新型コロナウイルス感染症対策が進んだということで、もう年度の最後の最後ではございますが、この令和元年度の統計法施行状況を審議する中で令和2年度以降に引き続き対応していくことが有用なような、新型コロナウイルス感染症対策の中で提案できるようなことが、このⅡの審議結果の3の(2)の「今後の方向性等」というところに何らかの形で記述されるか、あるいは今の「デジタル化の

問題」と「新型コロナウイルス感染症について」は次の年度への引継ぎというか継続できるような問題提起として記述をしておくことが有効ではないかと考えましたので、御検討いただければと思います。

以上です。

○北村部会長 よろしいですか。川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 構成について特に意見があるわけではないのですが、少しだけこの報告書の性格や今後参照される場合のこの資料価値として検討いただきたいことは、Iの検討の経緯等の2の審議の対象です。本報告書の対象というのは、基本的には淡々と基本計画を評価するというような、実施要求を評価するというのでそれはそれで私はいいと思うのですが、ただ令和元年度といったら誰が考えてもこの度の毎月勤労統計調査を中心としたいろいろな統計の諸問題があったということがありますので、そういうことで基本計画の見直しといったことも行ったりしている訳なので、何か冒頭のところでこういう問題があったけれども、ここではそれは報告書の対象には入れていませんということをはっきり言って、それは例えば別の報告書の取りまとめ、あるいは委員会としての提言も取りまとめられているのでそちらを見てくださると、何か言及しておいた方がいいのではないかと思います。そうしないと、令和元年度にこれだけ見ても何もそういうことがなかったかのように見えるのも少し不自然な感じがするので、ある程度記録に残すという意味でそれをやっていただいたらどうかと思います。

以上です。

○北村部会長 ありがとうございます。

ほかに。神田委員、どうぞ。

○神田委員 川崎委員の声に触発されたのですが、コロナでいろいろな統計について対応されていると思いますが、そうして集められた情報をここに入れるということもあり得ると思います。各府省がコロナに対する対応で、どういうことを対応したのかということ記録にとどめることは意義があると思います。

以上です。

○北村部会長 了解です。

ほかに質問ありますか。何か事務局からありますか。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官付企画官 まず、基本的に今回は、令和元年度の施行状況報告の内容をおまとめいただくということで、若干タイムリー感に欠けるところはあるのですが、新型コロナウイルス感染症の関係については、時期的に令和元年度から2年度にかけて発生しておりますので、今回の報告の中で、どのように対応するかは事務局の方で考えさせていただければと思います。申し訳ございません。

○北村部会長 それでは対応はこちらで検討するというので。

ただ、審議結果報告書の構成案については基本的にはこれでよろしいでしょうか。このとおりいたします。内容については検討して、御理解いただけるような形にしたいと思います。

令和元年度施行状況審議の今後の進め方についてですけれども、7月の企画部会で決定したとおり、次回の10月下旬の企画部会で審議結果報告書の案を御審議いただきたいとします。このため次回の企画部会の前に各府省から御説明いただいた内容と、委員の方々に御議論いただいた内容を基に私の方で事務局とも相談し、審議結果報告書のたたき台を作成いたします。たたき台が用意できましたら事前に委員の皆様にお示しし、意見を伺うなどして報告書案を取りまとめ、次回部会に提出したいと思っております。

このような方向で進めたいのですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村部会長 それでは、そのように進めさせていただきます。

本日用意いたしました議題は以上です。

次回の企画部会の日程について事務局から連絡をお願いします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の企画部会については10月29日木曜日午前に開催する予定です。場所につきましては、別途御連絡いたします。

事務局からの連絡は以上です。

○北村部会長 以上をもちまして、第12回企画部会を終了いたします。ありがとうございました。